

## 福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関指定要綱

### (目的)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、子どもたちの健康を長期的に見守るために実施している福島県県民健康調査甲状腺検査（以下「検査」という。）について、より身近な医療機関で検査を受けられる環境を整備するため、福島県内で検査を実施する医療機関（以下「県内検査実施機関」という。）の指定に関し、必要な事項を定める。

### (検査の種類)

第2条 県内検査実施機関が実施する検査は、次のとおりとする。

#### (1) 一次検査

東日本大震災当時、概ね 18 歳以下の県民を対象に、のう胞及び結節の有無を調べる超音波検査

#### (2) 二次検査

一次検査の結果、詳細な検査が必要とされた者に行う超音波検査、血液検査、尿検査及び必要に応じて穿刺吸引細胞診を行う検査

### (県内検査実施機関の要件)

第3条 県内検査実施機関の要件は、次のとおりとする。

#### (1) 一次検査

次のア又はイのいずれかに該当する医師が勤務（常勤・非常勤は問わない）していること。

ア 日本甲状腺学会、日本内分泌学会（小児科）、日本内分泌外科学会、日本超音波医学会（甲状腺・体表・総合）のいずれかの専門医

イ 一般社団法人福島県医師会及び福島県甲状腺検査支援合同委員会が一次検査の検査者として認定した医師

#### (2) 二次検査

次のアかつイを満たす医師が勤務（常勤・非常勤は問わない）していること。

ア 日本甲状腺学会、日本内分泌外科学会のいずれかの専門医

イ 日本超音波医学会（甲状腺、体表、総合）、日本乳腺甲状腺超音波医学会（甲状腺超音波ガイド下穿刺診断）のいずれかの専門医

### (県内検査実施機関の指定)

第4条 前条の要件を満たす県内の医療機関が、県内検査実施機関の指定を受けようとするときは、「福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関指定申請書」（別紙様式1）、及び検査者の要件を証明する認定証等の写しを県へ提出するものとする。

2 県は、前項の内容により、適當と認めたときは、当該医療機関を県内検査実施機関として指定し、「福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関指定書」（別紙様式2）により通知する。

(県立医科大学との協定)

第5条 医療機関は県内検査実施機関としての指定を受けたときは、県民健康調査事業の委託先である公立大学法人福島県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）との間で、検査実施に向けた具体的な事項の説明、確認及びシミュレーション等を経て、協定を締結する。

2 県内検査実施機関は、県立医科大学との協定締結後に検査を実施するものとする。

(検査で使用する超音波検査機器)

第6条 検査で使用する超音波検査機器は、甲状腺検査実施基準（県立医科大学制定）に規定される次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 周波数が10MHz以上のプローブを備えていること
- (2) カラードプラ機能を備えていること
- (3) Digital Imaging and Communications in Medicine（以下「DICOM」という。）規格の静止画が保存できること
- (4) DICOM規格の動画（マルチフレーム）が保存できること
- (5) 保存したデータを記録媒体に保存できること

(変更の届出)

第7条 県内検査実施機関の指定を受けた医療機関において、その名称、所在地、代表者及び「福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関指定申請書」で届出した第3条に記載された要件を満たす医師の氏名・要件に変更が生じた場合は、すみやかに県に届出るものとする。

2 第1項の届出にあたっては、「福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関変更届出書」（別紙様式3）を県へ提出するとともに、必要に応じて第3条に記載された要件を満たすことを証明する認定証等の写しを併せて提出するものとする。

(指定の取消し)

第8条 県は、県内検査実施機関に次に掲げる事由が発生したときは、第4条第2項に規定する県内検査実施機関の指定を取消すことができる。

- (1) 第3条に規定する県内検査実施機関の要件を満たさなくなったとき
  - (2) 指定後一定期間を経過しても県立医科大学と協定を締結しないとき
  - (3) その他医療機関として不適切な行為があったとき
- 2 県は、前項の規定により指定の取消を行う場合は、「福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関指定取消書」（別紙様式4）により、指定を取り消す旨を通知する。

(指定の辞退)

第9条 第4条による指定を受けた県内検査実施機関は、その指定を辞退することができる。

2 前項の指定の辞退は「福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関指定辞退申出書」（別紙様式5）により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

2 各様式等書類の提出先は、福島県保健福祉部県民健康調査課とする。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年 12 月 18 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 11 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。